

# 定住促進指導要綱実施要領の改正について

令和6年5月

令和6年10月1日から、港区開発事業に係る定住促進指導要綱に伴う生活利便施設等の種類と係数が一部変更になります。

## 改定前

良質な住宅		係数
(1)	自己用住宅	1.0
(2)	従前居住者住宅	1.5
(3)	従業員住宅	1.0
(4)	協定家賃住宅	1.0
(5)	高齢者等配慮対策住宅	1.5
(6)	サービス付き高齢者向け住宅	5.0
(7)	誘導住宅	0.5
(8)	基準住宅	0.4

生活に便利な施設		係数
(1)	食料品・日用品等生活必需品を取扱う店舗	1.0
(2)	病院・診療所等の医療施設	1.5
(3)	保育所等の子育て支援施設	10.0
(4)	知的障害者等のグループホーム等の障害者支援施設	3.0
(5)	高齢者ケアハウス、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の高齢者支援施設	3.0
(6)	町会・自治会等の集会場等のコミュニティ活動支援施設	1.5
(7)	図書館、資料館、美術館等教育文化施設	1.5
(8)	防災倉庫等の地域防災施設	3.0
(9)	一般利用が可能な駐車場、自動二輪車置場、駐輪場等の交通処理施設	1.0
(10)	開発事業区域内で従前の営業を継続するための小規模店舗	1.0
(11)	緑化施設	0.2
(12)	一般利用が可能な喫煙所	5.0
(13)	自転車シェアリングポート	3.0

## 改定後

良質な住宅		係数
(1)	自己用住宅	1.0
(2)	従前居住者住宅	1.5
(3)	従業員住宅	1.0
(4)	協定家賃住宅	1.0
(5)	高齢者等配慮対策住宅	1.5
(6)	サービス付き高齢者向け住宅	5.0
(7)	誘導住宅	0.5
(8)	基準住宅	0.4※

※住宅共用部に50㎡以上の居住者用コワーキングスペースを整備する場合は係数を0.1上乘せする。

生活に便利な施設		係数
(1)	食料品・日用品等生活必需品を取扱う店舗	1.0
(2)	スーパーマーケット等生鮮三品を含む食料品等を販売する店舗	3.0
(3)	病院・診療所等の医療施設	1.5
(4)	保育所	3.0
(5)	福祉施設 一時預かり、病児保育等の子育て支援施設 放課後等デイサービス、障害者グループホーム等の障害者支援施設 高齢者ケアハウス、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の高齢者支援施設	5.0
(6)	町会・自治会等の集会場、防災倉庫、掲示板等の地域活動支援施設	3.0
(7)	図書館、資料館、美術館等教育文化施設	1.5
(8)	防災倉庫等の地域防災施設	3.0
(9)	区と協定を締結して管理運営される帰宅困難者一時滞在施設又は補完避難所	0.5
(10)	一般利用が可能な駐車場、自動二輪車置場、駐輪場等の交通処理施設	3.0
(11)	開発事業区域内で従前の営業を継続するための小規模店舗	1.0
(12)	緑化施設	0.2
(13)	一般利用が可能な喫煙所	5.0
(14)	自転車シェアリングポート	5.0
(15)	一般利用が可能なコワーキングスペース又はシェアオフィス	1.0
(16)	一般利用が可能なバリアフリートイレ	1.0
(17)	一般利用が可能なドッグラン	1.0

### <お問合せ>

港区 街づくり支援部 住宅課 住宅支援係  
03-3578-2223、2224、2346

協議書の提出時期によって、生活利便施設等を設置する際の協議先が異なります。詳しくは住宅課までお問合せください。